

改正

平成26年4月1日告示第77号

平成28年5月30日告示第141号

建設工事等の入札・契約業務に関する不当な情報提供要求についての対応要領

(目的)

第1条 この要領は、市が発注する建設工事及び測量、調査、設計業務等の入札・契約業務に関し、職員が受ける不当な情報提供要求への対応について必要な事項を定め、情報の共有化により組織として適切な対応を徹底するとともに、入札・契約業務の公正性及び透明性のより一層の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において「不当な情報提供要求」とは、次に掲げる情報のうち、非公表の情報の提供を職員に対し要求する行為をいう。

- (1) 設計金額
- (2) 予定価格
- (3) 最低制限価格、調査基準価格及び失格基準価格
- (4) 入札参加者及び入札参加者数

2 入札公告等の定めに基づき、設計数量、製品の種類、現場条件等の疑義又は公表された積算基準等についての問い合わせは、この要領に規定する不当な情報提供要求に該当しないものとする。

(対応、記録及び報告等)

第3条 職員は、不当な情報提供要求及びその疑いのある要求（以下「不当な情報提供要求等」という。）に対しては、回答してはならない。

2 職員は、不当な情報提供要求等を受けたときは、当該情報提供要求の相手方の氏名、連絡先等の確認を行い、不当な情報提供要求等記録簿（別記様式。以下「記録簿」という。）を作成するものとする。

3 職員は、前項の規定により記録簿を作成したときは、速やかに当該内容をその職員が所属する課（室、所）等の長（以下「所属長」という。）に報告しなければならない。

4 所属長は、前項の規定による報告を受けたときは、契約監理課長に報告し、当該記録簿を提出しなければならない。

5 契約監理課長は、前項の規定による報告を受けたときは、直近に開催される伊賀市入札参加資格審査会（以下「審査会」という。）に諮るものとする。

6 審査会は、伊賀市入札参加資格審査会規程（平成16年伊賀市訓令第40号）第2条第8号の規定に基づき、報告された内容が不当な情報提供要求に該当するかどうか審議し、その結果を市長に報告するものとする。

（公表等）

第4条 市長は、前条第6項の規定に基づき報告されたものが、不当な情報提供要求に該当する場合は、その内容を公表するものとする。

2 前項の規定により公表された相手方が、伊賀市入札参加資格者名簿に登録がある場合は、伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成16年伊賀市告示第91号）の規定に基づき、指名停止を行うものとする。

（記録簿の保管等）

第5条 契約監理課長は、記録簿を適正に保管・保存しなければならない。

附 則

この告示は、平成24年1月4日から施行する。

附 則（平成26年4月1日告示第77号）

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月30日告示第141号）

この告示は、平成28年6月1日から施行する。

別記様式（第3条関係）